

新型コロナウイルス対策に係る県職員の在宅勤務の実施について

令和2年4月17日
人 事 課

1 趣 旨

県内における新型コロナウイルス感染者の増加等を踏まえ、県職員の感染防止、県職員を介しての県民の感染防止及び県庁機能の維持のため、職員が隔日で在宅勤務を実施する勤務体制に移行するもの

- 執務室での職員間の距離を開け、接触機会を減らすとともに、お互いに接触が無い2班体制で勤務することにより、万が一、職員に感染者が発生した場合でも、もう一方の班により業務を遂行できる体制を整備

2 内 容

(1) 対 象

原則、全職員（非常勤職員を含み、除外分野に従事する職員を除く）

<除外分野>

新型コロナウイルス感染症対策、ライフライン、窓口、
部局長及び次長 等

(2) 内 容

- 各所属において職員を2班に分け、1日ごとに交代で在宅勤務を実施

<例>

月日	4/20(月)	4/21(火)	4/22(水)	4/23(木)	4/24(金)
A班	在宅勤務	(出勤)	在宅勤務	(出勤)	在宅勤務
B班	(出勤)	在宅勤務	(出勤)	在宅勤務	(出勤)

- 班編成については、各所属において、所属長と所属長代理を異なる班とする、各係内で概ね同数に分けるなど、業務への影響を最小限とするよう工夫
- 出勤者を削減する観点から、業務上支障がない場合には、連続して在宅勤務を実施することも推奨
- 新型コロナウイルス感染症対策など除外分野に従事する職員については、時差出勤の活用や週休日の振替による土日勤務、会議室の利用等により執務室における人の分散化を図るとともに、定期的な換気やこまめな消毒など職場における感染症予防を徹底
- 在宅勤務の機会を活用し、新型コロナウイルス感染症収束後の富山県が元気になるための政策提案を募集し、優秀な提案に対しては優良職員表彰を実施

(3) 開始時期

令和2年4月20日(月)